

保険金支払債務の履行期と消滅時効の起算点

李 芝 妍

一 問題の所在

保険期間内に保険事故が発生した場合、保険者は保険金を支払う義務を負う。しかし、商法は保険者の保険金支払債務の履行期に関する規定を定めていないので、特約がなければ、期限の定めのない債務の履行期に関する民法の一般原則によって、請求を受けた時が履行期となつて、その時から保険者は履行遅滞の責任を負うことになる(民四二二条三項^②)。

保険契約の場合、保険事故が発生したとしても、保険金の支払対象に該当するか否かの事実確認・調査期間が必要であるため、実際、保険会社は約款で保険金支払債務の履行時期(保険金請求手続から生命保険は五日、損害保険は三〇日)を定めている。しかし、この保険約款所定の「保険金支払時期が経過したとき」の解釈をめぐっては、判例と学説が多数存在している。特に、以下で検討する平成九年判決は、火災保険契約の約款について、保険

金支払請求手続をした日から三〇日の猶予期間を定める部分を有効としながら、但し書きの文言が極めて抽象的であること等を理由に、保険契約者等が調査を妨害したなどの特段の事情がある場合を除いて、三〇日の猶予期間を更に延長する部分の効力を否定する旨の判旨をしており、この点については批判的な見解が多数ある。しかし、保険法はこの平成九年判決の考えを踏襲する立場から立法されている。⁽³⁾平成九年判決については、筆者も判旨に疑問であるため、その内容と保険法の条文について詳細的な検討を行いたい。

また、保険金支払債務の消滅時効に関しても、商法は消滅時効の期間のみを定めており、その起算点については規定していない。この点、保険法も同じく消滅時効の起算点について、特に規定を設けていないので、民法一六六条一項の消滅時効の起算点に関する一般原則によって解釈することになるが、その解釈をめぐって見解が分かれている。

保険金支払については、保険金受取人からの迅速な保険金支払の期待と保険関係者の全体における正確な保険金支払の必要性とが競合する部分があつて、その判断が非常に難しいものである。

以下、保険金支払債務の履行期と保険金請求権の消滅時効の起算点について、従来の判例・学説を踏まえた上、保険法による今後の動きと比較・検討を行うことを本稿の目的とする。

二 最近の重要判例

ここでは、重要判例の事実概要と判旨の内容を紹介するだけで、争点の具体的な検討は三と四で行うことにする。

1. 最高裁判所第三小法廷平成九年三月二五日判決(平成五年(才)第一八五八号転付債権、取立債権請求事件)⁽⁴⁾(以下、平成九年判決という)

(1) 事実の概要

昭和五九年二月二六日にA会社がY1損害保険会社との間で本件建物と商品(ロールスロイスの自動車)の火災保険契約を締結し、同年九月二二日にはすでにY2損害保険会社との間で本件建物の火災保険契約を締結していたところ、翌年一月三日の火災により本件建物と商品が滅失した。警察は、A社の代表取締役であるBを本件防火事件の有力容疑者として、昭和六〇年七月一八日に別件逮捕し、防火についても取調べたが、結局、被疑者不詳のまま、平成四年一月二日に公訴時効が完成した。A社の保険金請求権を転付命令により取得したX信用組合は、Y1らに対して保険金およびその遅延損害金の支払いを求めて本件訴訟を提起した。

(2) 判旨「一部破棄自判、一部棄却」

「保険契約者の側における義務は保険料の支払により既に履行されているものであり、また、損害の発生後そのてん補がされないまま日時が経過するときは、被保険者の損害の範囲が事後的に拡大することも想定されるから、それらの事情にかんがみれば、保険会社側の損害てん補の義務は、損害発生後、遅滞なく履行されることが期待されているものといわなければならない。

もっとも、保険金の支払に当たっては、これに先立って、保険会社において損害の範囲の確定、損害額の評価、免責事由の有無等について調査を行う必要があることは、当然予想されることである。したがって、このような保険制度に内在する手続上の必要を考慮すれば、保険契約者等から保険金支払の請求がされた後も、調査のために必要な一定期間内は保険会社が保険金支払について遅滞の責めを負わないとすることにはそれなりの合理性があ

り、その旨を約款で定めたとしても、その期間が調査のために通常必要とされる合理的な範囲内であつて、これにより被保険者が損害発生後遅滞なく損害のてん補を受ける利益が実質的に害されない限り、その規定は有効なものといわなければならない。約款二二条本文は、同一七条の規定による手続をした日から三〇日の期間を猶予期間として定めているが、右の事情に照らせば、この条項は正にこの趣旨を定めたものとみることができ、そのことからすれば、約款二二条本文は、右猶予期間の経過により保険金支払の履行期が到来することを定めた保険金支払時期についての約定と解することができる。

他方、約款二二条ただし書は、保険会社が右猶予期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく保険金を支払う旨を定めている。しかし、右ただし書の文言は極めて抽象的であつて、何をもちて必要な調査というのかが条項上明らかでないのみならず、保険会社において必要な調査を終えるべき期間も明示的に限定されていない。加えて、保険会社において所定の猶予期間内に必要な調査を終えることができなかった場合に、一方的に保険契約者等の側のみに保険金支払時期が延伸されることによる不利益を負担させ、他方保険会社の側は支払期限猶予の利益を得るとするならば、それは前判示の損害保険契約の趣旨、目的と相いれないところである。したがつて、保険契約者等が調査を妨害したなど特段の事情がある場合を除き、保険金支払時期の延伸について保険会社が全く責めを負わないという結果を直ちに是認すべき合理的理由を見いだすことはできない。以上を勘案すれば、同条ただし書は、これ自体では保険契約者等の法律上の権利義務の内容を定めた特約と解することはできず、保険会社において、所定の猶予期間内に調査を終えることができなかつた場合にあつても、速やかにこれを終えて保険金を支払うべき旨の事務処理上の準則を明らかにしたものと解するほかはない。そうすると、危険防止のために被災現場への立入りが制限されていたなど、保険会社と保険契約者等のいずれの責めに帰することもで

きない理由により猶予期間内に所要の調査を終えることができなかった場合にも、保険会社は、保険金に猶予期間経過後の遅延損害金を付して支払わなければならないことになるが、先に判示したところに照らせば、むしろ、このように解することが、当事者間の衡平にかなうとともに、損害保険契約における双方当事者の意思に沿うものというべきである。」

2. 最高裁判所第一小法廷平成一五年二月二一日判決(平成二二年(受)第四八五号、保険金請求事件)⁽⁵⁾
下、平成一五年判決という)

(1) 事実の概要

訴外Aは、Y保険会社との間で、Aを被保険者、その妻であるXを保険金受取人として、平成一一年五月一日を契約日とする定期保険特約付・終身保険(終身保険の死亡保険金を五〇〇万円、定期保険特約の死亡保険金を一五〇〇万円、傷害特約の災害死亡保険金を一〇〇万円)を締結し、さらに、平成三年一月二一日を契約日とする定期保険特約付・終身保険(終身保険の死亡保険金を二〇〇万円、定期保険特約の死亡保険金を二八〇〇万円、傷害特約の災害死亡保険金を五〇〇万円)を締結した。そして、これらの保険契約にかかる保険約款には、保険金請求権の時効による消滅について、保険金を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて三年間請求がない場合には消滅する旨の定めがあった。なお、終身保険および定期保険特約の支払事由は「被保険者が死亡したとき」、傷害特約の災害死亡保険金の支払事由は「不慮の事故による障害を直接の原因としてその事故の日から起算して一八〇日以内に被保険者が死亡したとき」と規定されていた。

Aは、平成四年五月一七日に自動車を運転して自宅を出たまま帰宅せず、行方不明となった。Xは、同月一九日

に地元の警察署に捜索願を提出したものの、その行方、消息については、何の手掛かりもなく、その生死も不明のまま、時が経過した。Aが行方不明となつてから三年以上が経過した平成八年一月七日、静岡県裾野市の芦ノ湖スカイライン杵子峠展望台広場から直線距離で約一二〇m下方の雑木林の中で、Aが運転していた自動車と共に白骨化した遺体となつて発見された。現場の状況、その遺体の状況等から、Aは、運転していた自動車から転落したことにより負傷し、その傷害を原因として、平成四年五月ころに死亡したものと推定された。Aが行方不明になる前のAの経済状態は相当苦しかったことがうかがわれるものの、それが直ちに自殺に結びつくものと認めることはできず、Aの上記転落事故は、Aの運転の過誤により発生した者と推認されるとの事実認定がなされている。

(2) 判旨「上告棄却」

「本件消滅時効にも適用される民法一六六条一項が、消滅時効の起算点を「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」と定めており、単にその権利の行使について法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実期待することができるようになった時から消滅時効が進行するというのが同項の規定の趣旨であること（最高裁昭和四〇年（行ツ）第一〇〇号同四五年七月一五日大法廷判決・民集二四卷七号七七頁参照）にかんがみると、本件約款が本件消滅時効の起算点について上記のように定めているのは、本件各保険契約に基づく保険金請求権は、支払事由（被保険者の死亡）が発生すれば、通常、その時からの権利行使が期待できると解されることによるものであつて、当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実期待できないような特段の事情の存する場合についても、上記支払事由発生の時をもって本件消滅時効の起算点とする趣旨ではないと解するのが相当である。そして、本件約款は、このような特段の事情の存する場合には、その権利行使が現実期待することができるようになった時以降において消滅時効が進行する趣旨と解すべきである。

……Xの本件各保険契約に基づく保険金請求権については、本件約款所定の支払事由（Aの死亡）が発生した時からAの遺体が発見されるまでの間は、当時の客観的な状況等に照らし、その権利行使が現実に期待できないような特段の事情が存したものであるべきであり、その間は、消滅時効は進行しないものと解すべきである。そうすると、本件消滅時効については、Aの死亡が確認され、その権利行使が現実に期待できるようになった平成八年一月七日以降において消滅時効が進行するものと解されるから、Xが本件訴訟を提起した同年一月七日までに本件消滅時効の期間が経過していないことは明らかである。」

3. 最高裁判所第一小法廷平成二〇年二月二十八日判決⁽⁶⁾（平成一九年（受）第七三三三号、保険金請求事件）（以下、平成二〇年判決という）

（1）事実の概要

Xは、Y損害保険株式会社との間で、平成一四年二月七日、被保険自動車メルセデスベンツ、車両保険金額を六二五万円、保険期間を同日から平成一五年二月七日までとする家用自動車総合保険契約を締結したが、平成一四年六月一日、本件保険契約の被保険自動車をランドクルーザーに車両保険金額を四九〇万円にそれぞれ変更する旨の合意をした。

本件保険契約に適用される普通保険約款の第六章一般条項には、保険金の支払時期（履行期）について、保険金請求手続をした日から三〇日以内に支払う旨が規定され、また、保険金請求権の消滅時効について、保険金請求から三〇日を経過した時の翌日、すなわち、履行期の翌日から二年を経過した場合に時効が完成する旨が規定されていた。

Xは、平成一四年八月二一日、前日午後一時ころから当日の正午ころまでの間に本件車両が盗難に遭った旨の被害届を警察に提出するとともに、保険金請求手続を行った（以下、Xの行った保険金請求手続を「本件保険金請求手続」といい、同手続によるXのYに対する保険金請求を「本件保険金請求」という）。本件保険契約に適用される約款には、保険金請求手続をした日からその日を含めて三〇日以内に保険金を支払う旨が規定されていたが、Yは、その期間内に必要な調査を終えることができなかった。そこで、Yから委任を受けた弁護士が、同年一一月五日付けの「受任通知書兼調査協力をお願い」と題する書面（以下、「本件協力依頼書」という）を送付したが、そこには、本件の盗難には理解できない点があり、今後の確認作業へのXの協力を求め、調査結果が出れば保険金支払に應ずるか否かについて速やかに連絡する旨の記載がなされていた。その後、Yの弁護士は、同年一二月一日付けの「免責通知書」と題する書面（以下、「本件免責通知書」という）を送付し、翌日一二日、Xに到着した。本件免責通知書には、Xの調査協力には感謝するが、調査の結果、保険金の支払には応じられないとの結論に達した旨の記載がなされていた。そこで、Xは、平成一六年一二月二六日、本件訴訟を提起した。Yは、平成一七年一月二四日、本件第一審の第一回口頭弁論期日において、Xの本件保険金請求権（以下、「本件保険金請求権」という）については、本件保険金請求手続が行われた時から三〇日を経過した時に本件消滅時効の進行が開始したので、本件保険金請求権は平成一六年九月一一日の経過により時効消滅しているとして、これを援用した。

（2）判旨「破棄差戻し」

「保険金支払条項による履行期は、同条項のただし書にかかわらず、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来すると解すべきである（最高裁判平成五年（オ）第一八五八号同九年三月二五日第三小法廷判決・民集五一卷三号一五六五頁参照）。しかし、前記事実関係によれば、本件保険金請求権について

は、保険金支払条項に基づく履行期が到来した後である平成一四年一月五日付けで、Yの代理人である弁護士から上告人に対し、本件保険金請求についてはなお調査中であり、その調査にXの協力を求める旨記載した本件協力依頼書が送付され、その後一か月余り経過した同年二月一日付けで、同弁護士からXに対し、Xの調査への協力には感謝するが、調査の結果、本件保険金請求には応じられないとの結論に達した旨記載した本件免責通知書を送付されたというのであるから、本件協力依頼書の送付から本件免責通知書の送付までの間は、Yが保険金を支払うことは考えられないし、Xも、調査に協力してその結果を待っていたものと解されるので、訴訟を提起するなどして本件保険金請求権を行使することは考えられない。そうすると、Yの代理人による本件協力依頼書の送付行為は、Xに対し、調査への協力を求めるとともに、調査結果が出るまでは保険金の支払ができないことについて了承を求めるもの、すなわち、保険金支払条項に基づく履行期を調査結果が出るまで延期することを求めるものであり、Xは、調査に協力することにより、これに応じたものと解するのが相当である。したがって、本件保険金請求権の履行期は、合意によって、本件免責通知書がXに到達した同月一二日まで延期されたものというべきである。そして、本件保険契約に適用される前記普通保険約款によれば、本件消滅時効の起算点は、保険金支払条項に基づく履行期の翌日とされているものと解されるところ、その履行期が同月一二日まで延期されたのであるから、本件消滅時効の起算点は翌一三日となる。Xの上記主張は、このような履行期延期の主張を含むものと解される。

以上によると、本件消滅時効は、本件訴訟が提起された平成一六年一月二六日には、いまだ完成していなかったものというべきである。」

三 保険金支払債務の履行期

1. 改正前商法における保険金支払債務の履行期

前述のように、保険金支払債務の履行期について、商法に特別の規定が定められていないことから、保険金支払義務は期限の定めのない債務であり、特約がなければ、民法の一般原則（民四一二条三項）により保険金支払の請求時が履行期となり、その時から保険者は履行遅滞の責任を負うことになると解されていた。⁽⁷⁾そして、実際、損害保険と生命保険に適用される約款では、上記民法の一般原則と異なる特約が定められている。すなわち、保険金請求者が所定の書類等を提出するなどの請求手続を行った日から五日以内（生命保険）あるいは三〇日以内（損害保険⁽⁸⁾）に支払う旨が定められ、但し書きにおいて、この期間内に必要な調査を終えなかつたときは、事実の確認のために特に日時を要する場合にはこの限りでない（生命保険）または調査を終えた後、遅滞なく支払う（損害保険）旨などが定められている。この約款条項については、学説上、保険金支払債務の履行についての特約としての有効性が認められているが、平成九年判決のように判例は異なる解釈をしている。すなわち、平成九年判決は、損害保険における保険金支払債務の履行期に関する特約として、請求日から三〇日の猶予期間を与える部分については、保険金支払時期についての約定としてその有効性を認めつつ、三〇日を経過した後も調査が必要ときには更に猶予を与えるものとする部分については、保険金支払時期についての特約と解することはできず、事務処理上の準則にすぎないと判断し、三〇日経過により履行遅滞の責任が開始するとしている。そして、その理由として、その文言がきわめて抽象的であって、何をもって必要な調査というのか条項上明らかでないこと、保険会社において必要な調査を終えるべき期間が明示的に限定されていないこと、保険会社において三〇日の猶予期間内に必要

な調査を終えることができなかつた場合には、一方的に保険契約者等の側のみに保険金支払時期が延伸されることによる不利益を負担させ、他方、保険会社の側は支払期限猶予の利益を得ようとするのは、損害保険契約の趣旨・目的と相入れないこと、が挙げられている。

そして、生命保険約款についても、下級審判決¹⁰ではあるが、平成九年と同様の判断を下している。すなわち、生命保険約款における「保険金等の支払金は、必要な書類が会社の本社に着いた日の翌日から起算して五日以内に、会社の本社または会社の指定した支社で支払います。ただし、調査が必要な時は、五日を過ぎることがあります。」という規定の解釈について、本件約款の本文が保険金支払の猶予期間を定めたものであり、同但し書きは、保険会社と保険契約者等との間の法律上の権利義務の内容を定めた特約ではなく、保険会社において、所定の猶予期間内に調査を終えることができなかつた場合であっても、速やかにこれを終えて保険金を支払うべき旨の事務処理上の準則を明らかにしたものと解するのが相当であると判旨している。

これらの裁判例は、三〇日を超える部分に関しては無効であるといっているのに等しく、約款の不当条項規制の観点からみれば、約款条項における透明性の原則に照らして問題があることと、任意規定である民法の規定によりも合理的な理由なく保険契約者側に不利益な内容となつていことから無効としているものとみられ、重要な判例であると位置づけられるが、具体的な判断としてはあえて無効とするまでの必要があるかは疑問の余地があるとした見解¹¹があり、平成九年判決に批判的な見解も多数¹²ある。

保険者が責任の有無や損害額を推定するために、一定の期間が必要であることは言うまでもなく、ここでいう一定の期間は事実関係に依じて異なるものであるから、一貫して三〇日以内に調査を完了することは困難である。もし三〇日という期限の到来によって安易に保険金の支払義務を認めてしまうと、道徳的危険を誘発する可能性があ

るので、但し書きを全面的に否定することはできないであろう。したがって、平成九年判決もこの点を考慮し、但し書きの内容を全面的に否定はしなかったのであるだろう。しかし、平成九年判決は、刑事事件の捜査継続で調査を終えることができなかつたので、その合理性の否定は難しかったという状況があつた。だとすると、確定まで長期間にわたる平成九年判決のような場合、保険契約者は保険金支払遅延の不利益を一方的に負担させられることになるので、そういう不利益から保険契約者を保護しようとした結果、事務処理上の準則にすぎないという理由で遅延損害金を認めたものではなからうか。平成九年判決は、保険契約者が迅速に保険金の支払を受けるべき利益を明らかに優先して判断しており、その重要な理由として、保険者の調査が必要であるとしても、それがいつまでかかるのか不明な状況では、保険契約者側が一方的に不利益を被るという点を指摘している。

保険契約者側の利益を優先した平成九年判決からすると、平成二〇年判決での保険金請求権の履行期は、約款の定めに従い、保険金請求金の手続を行った日から三〇日以内となる。そして、履行遅滞に陥る時期は、履行期と関連があり、その履行期は消滅時効の起算点と関連があるので、保険金請求権は時効により消滅したことになる。この点、平成二〇年の控訴審も、平成九年判決を引用して、三〇日以内に調査が終わらなかつた場合に関する約款条項の但し書きを事務処理上の準則を明らかにしたものには過ぎないと解している。

このような裁判例の立場から鑑みると、保険会社は保険事故について免責事由の存在が疑われる場合、遅延損害金を含めた保険金額の支払を念頭に入れてから、保険金支払を拒絶するしかないのではなからうか。この点、保険金支払債務の履行期に関する約款条項の改正が必要であるとの認識は従来から続いていたが、新保険法は多数の批判を受けている平成九年判決を条文化しているため、本当に保険金支払債務の履行期に関する問題を解決できるか疑問である。

2. 新保険法における保険金支払債務の履行期

新保険法では、保険金請求権の履行期についての規定を新設しており、約款に期限の定めがある場合は、各保険契約の性質上、保険給付を行うために必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日を基準日として、約款に定める期限が基準日より後の場合には、この基準日を期限とするとしている（保険法二一条一項、五二条一項、八一条一項）。そして、約款に期限の定めがない場合には、保険給付の請求があった後、保険事故等の確認をするために必要な期間が経過した時から保険者は遅滞の責任を負うと定めている（保険法二一条二項、五二条二項、八一条二項）。具体的な内容は以下のものである。

(1) 保険金支払について期限の定めがある場合

新保険法は、原則として保険金支払についての期限定めを有効としつつ、保険金支払を行うために確認をする必要がある事項に関する保険契約の定めを照らして、その期限が必要な事項を確認するための相当の期間を経過するものであるときは、その期間を経過する日をもって保険金支払を行う期限とするものとし、約定の期限が到来する前であっても、保険者は遅滞の責任を負うとしている（保険法二一条一項、五二条一項、八一条一項）。

まず、「相当の期間」の判断は、保険契約の種類、保険事故の内容とその態様、免責事由の内容等に照らして、その種類の保険契約において相当な期間と認められるかどうかによって行われる⁽¹³⁾。なお、当事者間の約定の期限が到来した後も、保険金を支払うために確認が必要な事項の確認がまだ終了していない場合でも、当該相当な期間まで保険金支払債務の履行期を延長することを認めるものではない⁽¹⁴⁾。従って、約定の期限を定めつつ、当該期限到来後も、調査の必要がある場合には、上記相当の期間まで履行期を延長できるという定めは、本規定が片面的強行規定であることに照らして、無効とされる可能性が高い⁽¹⁵⁾。

なお、相当の期間を超えることの立証責任は、保険金請求権者である保険者または保険金受取人が負うことになる。⁽¹⁶⁾これについて、期限の定めがある以上、その期限までは保険者は支払を猶予されているのであるから、本来は遅滞の責めを負わないはずであり、仮に負う場合にも、相当の期間の証明責任は保険契約者等にあるとするのが妥当であるという見解と⁽¹⁷⁾、調査を要する必要な合理的期間は、支払の有用を求めることができるが、その証明責任は保険者が負うという見解⁽¹⁸⁾がある。

(2) 保険金支払について期限の定めがない場合

この場合は民法四一二条三項により、保険者は保険金支払請求を受けた日の翌日から遅滞の責任を負うべきところ、保険法は、保険事故や損害発生などの保険契約者側が証明すべき事項を確認するために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わないとしている（保険法二二条二項、五二条二項、八一条二項）。そして、かかる「必要な期間」とは、期限の定めがある場合とは異なり、免責事由の確認のための期間は含まず、別個の事案に応じて、客観的に判断⁽²⁰⁾される。また、かかる「必要な期間」の立証責任は、遅滞の責任を負わないことを主張する保険者が負うことになる。⁽²¹⁾

(3) 保険契約者等の調査妨害

保険者が確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者等が正当な理由なく調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、保険者はこれにより保険金支払を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない（保険法二一条三項、五二条三項、八一条三項）。そして、保険契約者側の行為について帰責事由がある期間については、履行期の猶予期間から除外することになる。⁽²²⁾なお、保険契約者側の調査妨害等に関する立証責任は、保険者が負うこととなる。

三 保険金支払債務の消滅時効の起算点

1. 改正前商法における保険金支払債務の消滅時効とその起算点

商事債権の消滅時効期間は原則として五年であり(商法五二二条)、一般債権について一〇年と定める民法一六七条一項の内容を変更しているが、これは商取引における迅速な決済の慣行を考慮したものとされる⁽²³⁾。一方、商法は損害保険契約および生命保険契約における保険金請求権の時効期間を二年と定めているが(商六六三条)、この期間は一般の商事債権の時効期間より短期間である。そして、保険契約において短期消滅時効が認められているのは、保険事業の運営上の便宜性、保険会社の財務状況における明確性を確保するためである。

一般的に、時効制度は、法律関係の安定確保、時間の経過に伴う立証困難の回避、権利の上に眠れる者は保護に値しないという点でその趣旨を説明している。そして、保険金請求権に二年という短期消滅時効期間が定められた趣旨については、一般的に、相当期間経過後に過去の保険金請求を認めることは保険事業の運営を害し、迅速決済が実現されないという保険事業の技術性・団体性に求められ、⁽²⁴⁾このような保険事業の特殊性を考慮する必要がある⁽²⁵⁾からであると言われている。ただし、生命保険契約の場合、約款において保険金支払請求権は支払事由が生じた日の翌日から起算して三年間請求がないときは消滅する旨を定めているのが一般的である⁽²⁶⁾。商法の規定と異なる時効期間を定めている生命保険約款の有効性については、事業者である保険会社が自らの不利益に法律の規定よりも時効期間を延長している⁽²⁷⁾のであり、あえて無効というまでの必要はないとする見解⁽²⁷⁾が有力であり、このような約款の有効性を認めた裁判例⁽²⁸⁾もある。

保険契約における保険金請求権が二年という特別の短期消滅時効で規定されていることについて、特に異論はな

いが、その消滅時効の起算点については、商法上の規定がないため、起算点に関する民法の一般原則によると、消滅時効は、「権利を行使することができる時」から進行することになる（民一六六条一項）。そして、「権利を行使することができる時」というためには、単にその権利行使について法律上の障害がないというだけではなく、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できることが必要であるとされている。⁽²⁹⁾ 法律上の障害とは、権利そのものの性質上権利に内在する障害であり、債権の弁済期などがそれに当たるとされている。そして、事実上の障害とは、権利者の不在・疾病などであり、権利者が権利の存在やその江氏の可能性を知らない場合でも、法律に特別の規定がある時以外は、時効の起算点に影響しないと解されてきた。⁽³⁰⁾

ここでいう「権利を行使することができる時」の解釈をめぐるのは、見解が分かれている。すなわち、約款上の猶予期間の有無にかかわらず、保険金請求権の消滅事故の起算点を保険事故発生の時とする説（保険事故発生時説、通説）、⁽³¹⁾ 保険契約者または被保険者が保険事故の発生を知ったときとする説（保険事故発生了知説）、⁽³²⁾ 保険金の請求を受けた保険会社は約款上一定期間内に保険金を支払うと定められていることからこの期間が経過した時とする説（支払猶予期間経過時説）⁽³³⁾ 等がある。大審院大正一四年二月一九日判決（新聞二三七六・一九生命保険で保険事故発生後二か月以内に保険金請求をしていた事例）は猶予期間経過時説を採択していたが、第二次大戦後の下級審判例は、保険事故発生時説をとるものと猶予期間経過時説をとるものに分かれている。

しかし、実際、各種保険に適用される普通保険約款は、消滅時効期間とその起算点を定めているものが一般的である。すなわち、実務では、約款において消滅時効の起算点を保険事故発生（または保険事故による損害発生）の翌日であると定めており、損害保険契約の約款は、請求があつた場合にはその請求後一定の日数が経過した時の翌日であると定めている。この点について、平成一五年判決は、民法一六六条一項の一般的な趣旨は消滅時効の起算日であると定めている。この点について、平成一五年判決は、民法一六六条一項の一般的な趣旨は消滅時効の起算

点を単に権利行についての法律上の障害がなくなっただけでなく権利の性質上その権利行使が現実に期待できるようになった時としたものであると上、保険給付請求権の消滅時効の起算点を保険事故発生の日とする約款規定について、保険事故発生当時の客観的状況等に照らして、その時からの権利行使が現実に期待できないような特段の事情がある場合には、その権利行使が現実に期待できるようになった時から消滅時効が進行するという趣旨であると判断した。そして、平成一五年の事例はまさにそのような特段の事情が存したものであつて事故による死亡が確認された時から時効期間が起算されるとした。この判決について、被保険者の死亡が確認できない限り、保険金受取人は必要な書類を提出することができず、保険金を請求することが現実にはできないので、本件判旨の結論は支持されるべきであるという見解⁽³⁴⁾がある。しかし、この判断はあくまでも本件の事案の特殊性によるものであり、単に保険給付請求権者が保険契約の存在を知らなかったにすぎない場合等までも、消滅時効の起算点を遅らせることを示した⁽³⁵⁾ものではない。従つて、単純に保険事故発生了知時説を採つて解釈しているものではないと思われる。

また、平成二〇年判決は、保険金支払請求があつた場合には、その請求後三〇日を経過した時の翌日を消滅時効の起算点とする旨の保険約款について、その起算点を保険金支払請求の履行期の翌日とするものであると解釈した。そして、保険者が被保険者に対して行つた調査協力依頼書の送付行為は、調査への協力と保険金支払条項に基づく履行期を調査結果が出るまで延期することを求めるものであるとし、被保険者の調査への協力はこれに応じたものであると解した上、保険金請求権の履行期は、合意によつて、免責通知書が到達した日まで延期されたものであると判断した。これによると、保険金請求権の履行期は保険者と保険金請求者の合意があれば、保険金支払条項とは別に変更できることになってしまう。保険契約者側の利益を優先した平成九年判決が平成二〇年判決では結論

的に保険契約者に不利に作用することになってしまったため、無理に事実関係から保険金請求権の履行期を延期する合意があったと判断したのではなからうか。そして、平成二〇判決からすると、保険事故の調査への協力に同意することで、結局、遅延損害金が生じなくなるという問題があるので、事例判決とはいえその理論構成は納得できないところである。

消滅時効と猶予期間との関係、消滅時効の起算点をめぐる解釈について、学説と判例は必ずしも明らかではないため、今後の動きに注目すべきである。

2. 新保険法における保険金支払債務の消滅時効とその起算点

新保険法では、保険金請求権の消滅時効期間を三年と定めているが（保険法九五条一項）、これは、実務上、生命保険契約の約款において、消滅時効期間が一般的に三年とされていることを踏まえ、より保険契約者等の保護するため、三年に統一したものであるとされている⁽³⁶⁾。しかし、保険金支払債務の消滅時効の起算点については、明文規定を設けていないため、引き続き民法の一般法である民法の定める「権利を行使することができる時」（民法一六六条一項）の解釈に委ねられることになるので、今後も消滅時効の起算点をめぐる議論は続くであろう。なお、消滅時効の起算点については保険法も商法と同じく規定を設けていないため、今後も民法一六六条一項と平成一五年判決によって解釈することになるだろう。

(1) 具体的な内容は、竹濱修「保険金支払債務の履行遅滞」立命館法学三〇四号（二〇〇五年）九九―一〇三頁を参照。

(2) 山下友信「保険法」（有斐閣、二〇〇五年）五五三頁。

- (3) 萩本修ほか「保険法の解説(2)」NBL八八五号二八頁の脚注(20)では、保険法の規定は、この判決の基本的な考え方を法文化したものであり、その内容を保険契約者等にとって後退させるものではないと説明している。
- (4) 本判決は、民集五一巻三号一五六五頁に掲載されており、評釈としては、遠藤一治・NBL六五五号五一〜五五頁、遠藤一治・ほうむ(安田火災海上)四五号九二〜九九頁、河上正二・民法の基本判例(第二版)一九〜二三頁、戸出正夫・損害保険研究六〇巻三号一九五〜二〇九頁、笹本幸祐・福岡大学法学論叢四四巻三・四号五三三〜五六三頁、三村量一・法曹時報五一巻一〇号一〇七〜一三八頁、山本哲生・法学教室二〇七号一〇〇〜一〇一頁がある。
- (5) 本判決は、民集五七巻一一号二一九六頁、判例時報一八四六号一〇六頁、判例タイムズ一四三三号二五三頁、金融商事判例一一九四号一〇頁に掲載されており、評釈として、芹澤俊明・平成一六年度主要民事判例解説(判例タイムズ臨時増刊一一八四)二八〜二九頁、坂口光男・判例評論五四六(判例時報一八五八)一九一〜一九六頁、酒卷宏明・法律のひろば五八巻三号五〇〜五九頁、出口正義・民商法雑誌一三二巻一号四〇〜五一頁、松本克美・法律時報七六巻一〇号八九〜九二頁、森義之・ジュリス卜臨時増刊一二六九)一一九〜一二二頁、梅村悠・上智法学論集四八巻二九号九一〜一〇二頁がある。
- (6) 本判決は、裁判所時報一四五四号一三頁、判例時報二〇〇〇号二三〇頁、判例タイムズ一二六五号一五一頁、金融・商事判例一二九二号六〇頁に掲載されており、評釈としては、山下典孝『速報判例解説』KCローライブラリー商法』No.12(二〇〇八年六月)四頁、遠山聡・保険毎日新聞二〇〇八・七・二三号四頁がある。
- (7) 山下・前掲注(2)五三三頁参照。
- (8) 生命保険は五日、損害保険は三日と原則的な猶予期間が異なるのは、生命保険の場合、調査を前提とせず、事務処理機関として必要な期間のみを考慮すればよいことに対し、損害保険の場合、損害査定に時間を要するからである。
- (9) 保険毎日新聞社『改正版』自家用自動車総合保険の解説(保険毎日新聞社、二〇〇五年)一八五頁、鴻常夫ほか編『注釈自動車保険約款(下)』(有斐閣、一九九五年)一六一頁参照。
- (10) 福岡高等裁判所平成一六年七月一三日判決、判例タイムズ一一六六号二一六頁。本判決の評釈としては、甘利公人・上智法学

- 論集四九卷一―二八頁、後藤元・ジュリスト一三三六号一―二四頁、齊藤聰・判例タイムズ二二一五号一六〇頁、宗実真・保険事例研究会レポート二〇三号一頁がある。
- (11) 山下・前掲注(2) 五三四頁。
- (12) 山本哲生・法学教室二〇七号一〇〇頁(一九九七年)、戸出正夫・損害保険研究六〇卷三号一九五頁(一九九八年)。
- (13) 補足説明四四頁参照。
- (14) 第一九回議事録一九頁参照。
- (15) 大串淳子・日本生命保険生命保険研究会編『解説保険法』(弘文堂、二〇〇八年) 八八頁。
- (16) 第一九回議事録一九頁参照。
- (17) 甘利公人「保険金給付の履行期と消滅時効」落合誠一・山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』(経済法令研究会、二〇〇八年) 一九九頁。
- (18) 沖野眞己「保険関係者の破産、保険金給付の履行期」商事法務一八〇八号三〇頁。
- (19) 通常、期限の定めのある場合の「相当の期間」よりは短い期間となる。
- (20) 補足説明四三頁、第一九回議事録一八頁参照。
- (21) 大串・前掲注(16) 九〇頁。
- (22) 補足説明四四頁参照。
- (23) 近藤光男『商法総則・商行為法(第五版)』(有斐閣、二〇〇六年) 一三三三頁。
- (24) 大森忠夫「保険金請求権の消滅時効期間の始期」大森忠夫Ⅱ三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』(有斐閣、一九五八年) 一六二頁、西嶋梅治『保険法(第三版)』(悠々社、一九九八年) 八二頁。
- (25) 遠山聡「保険金請求権の消滅時効の起算点―例外的処理が許容される「特段の事情」について」生命保険論集一五一卷(生命保険文化センター、二〇〇五年) 九八頁。
- (26) 共済約款では、消滅時効を二年とするものと三年とするものの両方がある。第二回議事録二四頁。

- (27) 山下・前掲注(2) 五三七～五三八頁参照。
- (28) 東京地方裁判所平成一年五月一七日判決(判例時報一七二四号一四六頁)、東京高等裁判所平成二年一月二〇日判決(判例時報一七二四号一四三頁)。
- (29) 最高裁判所昭和四五年七月一五日判決(民集二四巻七号七七一頁) 参照。
- (30) 大審院大正六年一月一四日判決(民録二三輯一九六五頁)。
- (31) 大森忠夫『保険法(補訂版)』(有斐閣、一九八五年) 一五八頁、石田満『商法Ⅳ(保険法)』(青林書院、一九九七年) 一八九頁。
- (32) 田辺康平『現代保険法』(成文堂、二〇〇五年) 一四一頁。
- (33) 判例・学説については、坂口光男「保険金請求権の消滅時効の起算点―再論」法律論叢六八巻三三―五号二五一頁を参照。
- (34) 塩崎勲・山下文『新・裁判実務大系一九保険関係訴訟法』(青林書院、二〇〇六年) 三七三頁。
- (35) 最高裁判所判例解説民事編平成一五年度(下) 九二頁、山下・前掲注(2) 五四〇頁。
- (36) 補足説明・四五頁参照。

— い じよん・法学部講師 —